

# 地震災害対策編

上砂川町防災会議

# 目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の基本方針	1
第4節 計画の修正	1
第5節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	1
第2章 災害予防計画	2
第1節 基本方針	2
第2節 防災訓練計画	2
第3節 火災予防計画	3
第4節 危険物等災害予防計画	4
第5節 建物等災害予防計画	5
第6節 地すべり、急傾斜地崩壊等予防計画	5
第7節 液状化災害予防計画	6
第8節 避難計画	7
第9節 災害時要援護者対策計画	12
第10節 積雪・寒冷対策計画	13
第11節 地震に関する防災知識の普及・啓発	15
第12節 町民の心構え	16
第13節 自主防災組織の育成等に関する計画	18
第3章 災害応急対策計画	20
第1節 応急活動体制	20
第2節 災害情報等の収集、伝達計画	23
第3節 災害広報計画	25
第4節 避難対策計画	26
第5節 救助救出計画	27
第6節 地震火災対策計画	28
第7節 災害警備計画	29
第8節 交通応急対策計画	30
第9節 輸送計画	33
第10節 消防防災ヘリコプター活用計画	33
第11節 食糧供給計画	35
第12節 給水計画	36
第13節 衣料・生活必需品等物資供給計画	37
第14節 生活関連施設対策計画	38
第15節 医療救護計画	39
第16節 防疫計画	40
第17節 廃棄物処理等計画	41
第18節 文教対策計画	42
第19節 住宅対策計画	43
第20節 被災建築物安全対策計画	45
第21節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画	46
第22節 広域応援計画	46
第23節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	47

第 24 節	防災ボランティア活用計画	50
第 25 節	災害救助法の適用計画	50
第 4 章	災害復旧計画	53
第 1 節	基本方針	53
第 2 節	公共施設等災害復旧計画	53
第 3 節	財政、金融等に関する計画	54

---

# 第 1 章 総則

---

## 第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、上砂川町の地域における地震災害の防災対策に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務または業務大綱を定め、これにより地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、上砂川町の地域並び町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

## 第 2 節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規程に基づき作成されている「上砂川町地域防災計画」の「地震災害対策編」として上砂川町防災会議が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については、「上砂川町地域防災計画」の定めるところによる。

## 第 3 節 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとする。

## 第 4 節 計画の修正

この計画は上砂川町防災会議において随時検討を加え、必要があると認めるときは修正するものとする。

## 第 5 節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

町及び防災関係機関が防災上処理すべき事務または業務の大綱は、地域防災計画第 1 章第 2 節によるものとする。

---

## 第2章 災害予防計画

---

地震による災害の発生及び拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するものとする。

### 第1節 基本方針

災害予防は、災害の発生を未然に防止する等のために行われる諸措置であって、防災の根幹をなすものであり、平常時から組織の整備、訓練、物資及び資材の備蓄、整備及び点検、防災に関する施設及び設備の整備を図ることはもちろん、その他災害が発生した場合において、災害応急対策の実施の支障となる状態等の改善に努めていく必要がある。

本町での災害予防の基本方針は、次のとおりである。

本町の現状を踏まえ、建築物、ライフライン施設をカバーする地震に強い市街構造の形成を図る。

また、発生時に迅速な災害応急対策が可能となるよう、情報の収集・連絡体制の整備と分析整理、交通通信手段の耐震性の強化や危険分散などによる機能の確保や強化を図るとともに、災害応急体制の整備として、救急・救助・医療・消火・避難等の広い観点から、人、組織、施設、体制の充実を図る。さらに、町民の防災活動の促進を図るため、防災思想・知識の普及・啓発を進め、自主防災組織、災害ボランティア、企業防災等の環境整備を行うものとする。

### 第2節 防災訓練計画

災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施するため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施するものとする。

#### 1. 訓練実施機関

町及び防災関係機関は、自主的に訓練計画を作成し、共同して訓練を実施する。

また、訓練後においても評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

#### 2. 町及び防災関係機関の行う訓練

町は、防災関係機関と共同して、次の訓練を実施する。

##### (1) 防災総合訓練

災害時における応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害救助、大規模地震等を想定した総合訓練を実施する。

##### (2) 災害通信連絡訓練

地震情報の伝達並びに災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

##### (3) 動員訓練

執務時間外において災害が発生した場合、災害に対処するために必要な人員を早期に動員し、活動体制を確立するための訓練を実施する。

#### 3. 民間団体等の連携

町及び防災関係機関は、自主防災組織、ボランティア及び地域住民等と連携した訓練を実施する。

## 第3節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

### 1．地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、上砂川町消防本部は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、家具等の固定、火気使用器具の取り扱い及び対震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

### 2．火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食いとめるためには、初期消火が重要であるので、町及び上砂川町消防本部は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、火災予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) 病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 3．消防査察の強化指導

上砂川町消防本部は、消防法に規定する立入検査を実施し、火災発生危険の排除に努め、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、消防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途・地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 4．消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、上砂川町消防本部は、防火水槽、防火栓、耐震性貯水槽等、大震火災対策施設の整備を図るとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進するとともに、消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

### 5．消防計画の整備強化

上砂川町消防本部は、防災活動の万全を期するため、次の事項に重点を置き、消防計画を作成する。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防危険区域等の調査
- (3) 災害による被害の拡大を防止するための災害応急対策
- (4) 火災の発生及び拡大を防止するための措置

## 第4節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

### 1．事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を推進するため、上砂川町消防本部及び関係機関は、事業所等に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化

### 2．危険物保安対策

#### (1) 上砂川町消防本部

- ア．危険物製造所等に対し、随時立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要のあるものについては、基準適合のための措置命令または是正指導を行う。
- イ．危険物製造所等における従業員に対する安全教育の徹底並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物等事業所内における協力体制の確立について指導する。
- ウ．石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導する。

#### (2) 砂川警察署

危険物製造所等の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図る。

### 3．火薬類保安対策

#### (1) 砂川警察署

- ア．事業所に対し、必要の都度、立入検査を実施する等、その実態を把握し、事業所に必要な措置の指導にあたるほか、防災対策における措置体制の確立を図る。
- イ．火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路、火薬類の性状若しくは積載方法及び非常時の連絡方法等について必要な指示をする。

#### (2) 上砂川町消防本部

事業所に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物等事業所間の協力体制の確立を指導する。

### 4．高圧ガス保安対策

#### (1) 砂川警察署

- ア．危険物製造所、貯蔵所及び取扱所の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図る。
- イ．危険の発生が予想され、または災害の発生等により施設から届出があったときは、速やかに知事に通報する。

#### (2) 上砂川消防本部

事業所及び販売店に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物等事業所間の協力体制の確立を指導する。

## 第5節 建物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎよするための計画は、次のとおりである。

### 1. 建築物の防災対策

#### (1) 木造建築物の防災対策の推進

町は、住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これら木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化の促進を図る。

#### (2) 公共施設の耐震性の向上

町は、地震などの大規模な災害が発生した場合に、災害応急対策の実施拠点や避難所となる庁舎や公立学校施設等の防災拠点となるべき公共施設の耐震性の向上に積極的に取り組むものとする。

#### (3) 住宅・建築物の耐震化の促進

町は、上砂川町耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を進めることとし、特に緊急輸送道路沿道建築物については、積極的な耐震化に取り組むものとする。また、上砂川町耐震改修促進計画における重点的・優先的に耐震化すべき建築物以外の建築物についても耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断講習会の開催による技術者の育成、ハンドブック等の活用による耐震改修の必要性等についての普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して住民の問い合わせに応じられる体制を整備するとともに、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律123号）に基づき、指導及び助言等を行う。

なお、緊急輸送道路の路線等は、促進計画において、位置付けるものとする。

#### (4) ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新たに施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

#### (5) 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物から危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行う。

#### (6) 被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

### 2. がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

## 第6節 地すべり、急傾斜地崩壊等予防計画

地震動に起因する地すべり、急傾斜地崩壊等による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

### 1. 現況

地すべり、急傾斜地崩壊等は、主として降雨、地震等の自然現象によってもたらされるが、特に突発的に発生する地震による地すべり及びがけ崩れの予測については、技術的には未だ困難な状況にある。上砂川町の地すべり、急傾斜地崩壊危険箇所は、地域防災計画第3章第1節の別表3のとおりである。

## 2. 地すべり、急傾斜地崩壊防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり及び急傾斜地崩壊災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべり、急傾斜地崩壊が発生すると、多くの住家、公共施設等の被害があり、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水被害にもつながるので、町及び防災関係機関は、災害防止に必要な地すべり及び急傾斜地崩壊防止の諸施策を実施することとなるが、特に急傾斜地崩壊危険区域の指定があったときは、町防災会議は、地域防災計画において当該区域ごとに、情報の収集及び伝達、災害に関する予報または警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該区域の急傾斜地崩壊災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

一方、危険区域の住民においても、常に危険に対する認識をもって、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路清掃等）を講じる。

## 第7節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

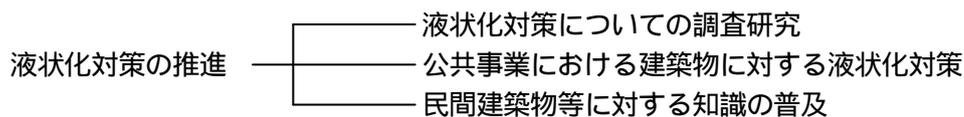
### 1. 現況

近年、埋立や河川改修などによる土地開発が進み、また都市の砂質地盤地域への拡大に伴い、以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

### 2. 基本的な考え方

町は、防災関係機関との連携のもと液状化による被害を最小限に食い止めるため、「北海道地盤液状化予測地質図」を参考として、調査研究を行うとともに、次の各種対策を公共事業において実施し、広く町民に対してパンフレット等の作成、講習会等の開催により知識の普及を図る等液状化対策を推進する。

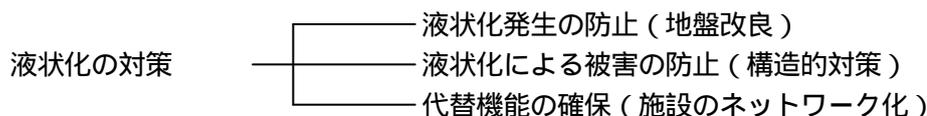
（政策の体系）



### 3. 液状化対策の推進

液状化の対策としては、大別して地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策、発生した液状化に対して施設の被害を防止・軽減する構造的対策、施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策が考えられる。

（手法の体系）



対策工法の選定においては、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を検討し、総合的に判断し、液状化対策を推進する必要がある。

## 第8節 避難計画

地震災害から住民の生命、身体を保護するため、避難場所、避難施設の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

### 1. 避難の勧告・指示の発令者

#### (1) 町長

災害の危険がある場合に、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、または急を要する場合は、立退きを指示する。災害対策本部が設置された場合は、原則として事前に本部員会議の審議を経て行うものとする。ただし、現に危険が切迫し、緊急な事態においては、本部長が指定する部長及び消防長が避難のための立退きを指示することができる。

#### (2) 知事

災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関し、代わって実施しなければならない。この場合、代行の開始、終了したときは、その旨を公示しなければならない。

#### (3) 警察官

町長が指示するいとまがないとき、または町長から要求があったときは、直接住民等に対しての避難のための立退きを指示することができる。この場合において、直ちにその旨町長に通知しなければならない。

### 2. 事前避難

地震により、火災等が発生し、被害が拡大するおそれがある地域については、住民に対して事前に避難の準備、避難所、避難の方法等を周知徹底する。特に高齢者、障害者の災害時要援護者に対しては、防災関係機関、自治会等の協力を得ながら事前避難を推進する。

### 3. 避難の勧告・指示基準

避難のための勧告及び指示の基準は、原則として次のような場合である。

- (1) 避難の必要が予想される各種予警報が発表され、避難の準備または事前に避難を要すると判断したとき。
- (2) 火災の同時多発、がけ崩れ等の発生により、人命に及ぼす危険が著しく大きいと予測される場合。
- (3) その他、住民の生命または身体を災害から保護するため必要とみとめられるとき。

### 4. 避難の勧告・指示の周知伝達方法

- (1) 避難の勧告・指示は、町、消防機関、警察署などの広報車を利用するとともに各家庭への個別訪問等可能な方法により周知徹底を図る。
- (2) 現実に災害が発生し、または危険が切迫している場合においては、消防署のサイレンを吹鳴し、併せて広報車により巡回を行う。
- (3) 本部長は、広域にわたって避難の勧告及び指示の伝達を行う必要があるとき、または他の方法によって伝達が困難な場合には、テレビ、ラジオ放送により避難の勧告・指示の周知を図るため、放送機関に対し協力を要請する。

## 5. 避難の勧告・指示の方法及び公示

(1) 本部長は、避難の勧告・指示を発令したとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項を速やかに北海道知事に報告する。避難の必要がなくなったときもまた同様とする。

- ア．避難の勧告・指示の発令者
- イ．発令の理由
- ウ．発令日時
- エ．避難の対象区域（自治区名・人数）
- オ．避難先

(2) 本部長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

## 6. 避難の方法

地域住民が避難を行う場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路等を勘案し、消防機関、警察署等と密接な連携のもとに行う。

(1) 避難誘導

- ア．避難道路の要点については、誘導者を配置し、迅速、適正な避難誘導等にあたる。
- イ．浸水地域においては、必要により船艇、ロープ等の資材を活用し、誘導にあたる。
- ウ．町各部及び防災関係機関は、地域住民の安全避難を促進するために必要な情報の提供、道路障害物の除去等を実施するほか、避難所への職員の派遣等を行い、避難者の安全収容体制を確保する。
- エ．自治会においては、地域住民の集団避難を促進し、防災関係機関の活動に協力する。

(2) 移送

避難、立退き先は、避難者が各個に行うことを原則とするが、自力により避難、立退きが不可能な場合または入院患者、施設収容児童等集団で移送させる必要がある場合においては、町長は、北海道知事に対して応援要請を行う。

## 7. 避難所の設置

(1) 指定避難施設

地震が発生し、家屋の倒壊、火災等によって住居を失い、または居住することが不可能と認められる者を収容する施設として、避難所を開設する。

避難所は、原則として宿泊可能な耐火構造建築物とする。

- ア．一時避難所（別表1、別図1）
- イ．震災時における避難所（別表2、別図2）

(2) 避難所の開設及び管理

災害発生時には、速やかに避難所を開設し、各避難所ごとに避難誘導者を派遣する。派遣された職員は避難住民の実態把握及び保護にあたり、本部と情報連絡を行うとともに、避難所開設日時、収容人数等収容状況の記録を行う。

(3) 仮設避難所及び代替施設の指定

避難所が、災害により使用不能となった場合は、天幕の設営、代替施設の指定など避難住民の安全確保のために適切な措置を講ずる。

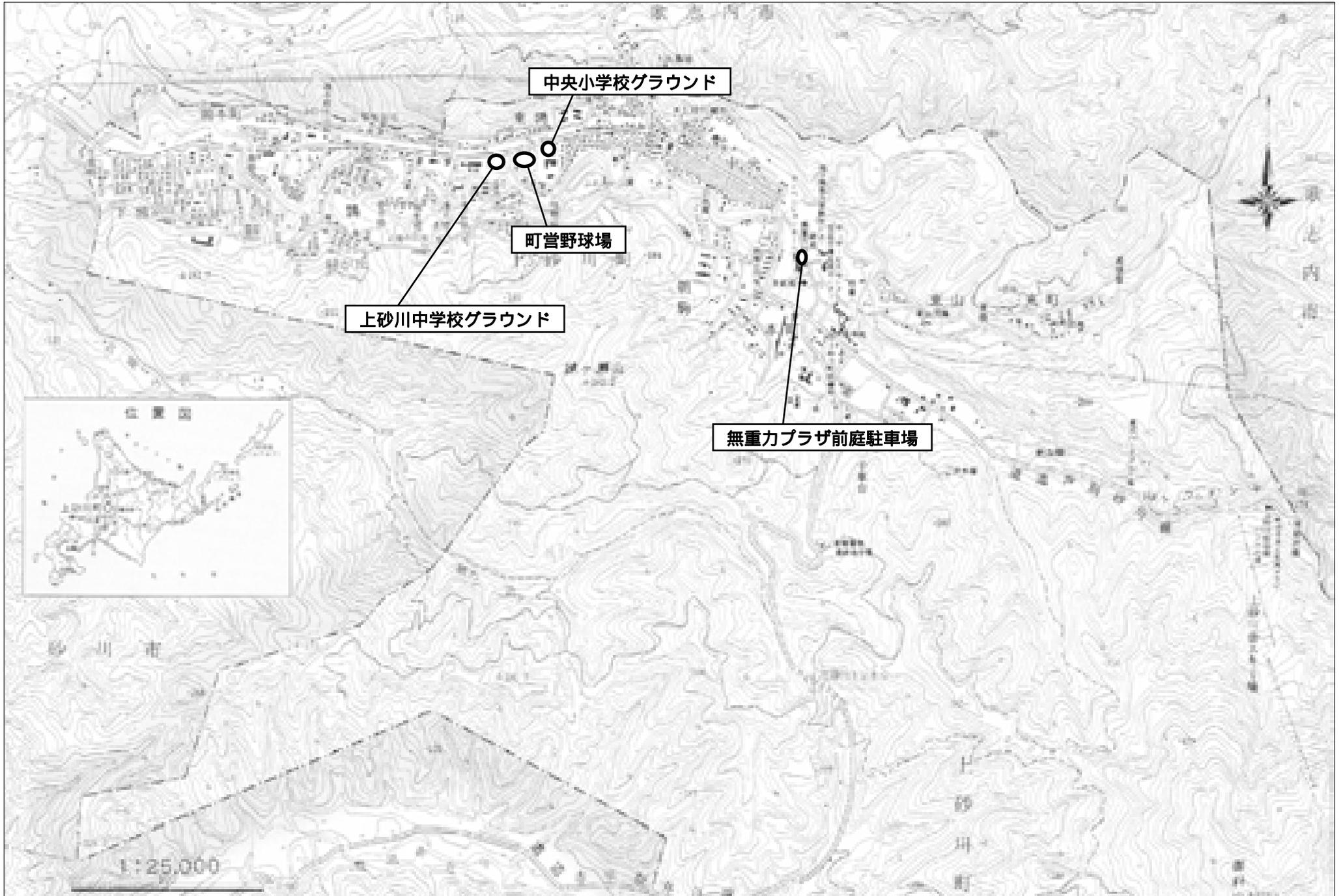
<別表1> 一時避難所

地区別	名称	所在地	面積
下鶉・鶉本町 緑が丘・鶉 東鶉・中央	中央小学校グラウンド	東鶉1条2丁目2-1	11,400 m <sup>2</sup>
	上砂川中学校グラウンド	鶉1条2丁目2-1	9,600 m <sup>2</sup>
	町営野球場	鶉1条1丁目1-1	12,400 m <sup>2</sup>
朝駒・本町・中町 東山・東町	無重力プラザ前庭・駐車場	本町北1丁目1-2	3,400 m <sup>2</sup>

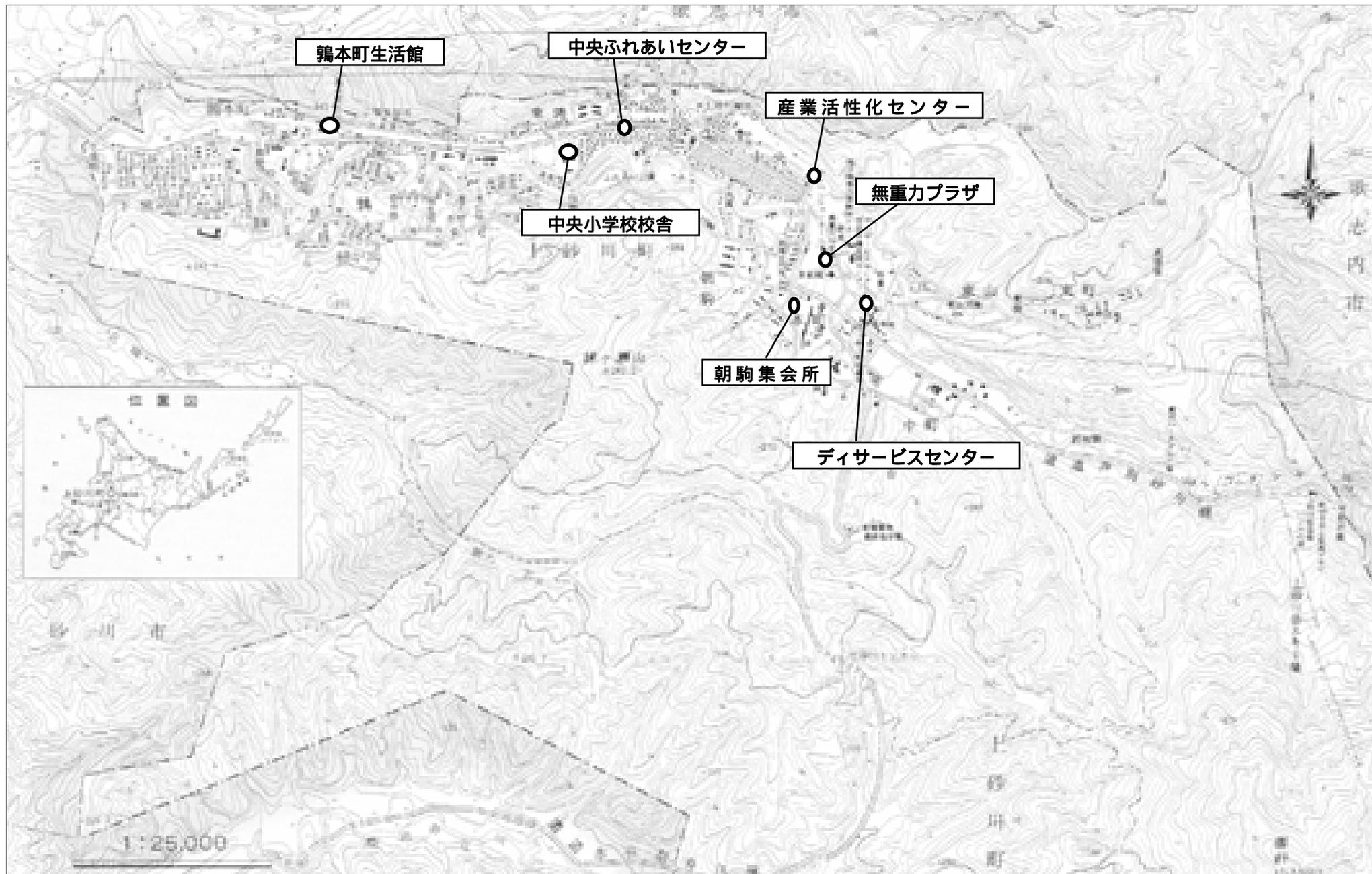
<別表2> 震災時における避難所（耐震構造建造物）

地区別	施設名	収容 人員	所在地	施設 の 電話番号
全町	鶉本町生活館	150	鶉本町北3丁目	62-2436
	中央小学校校舎	330	東鶉南1条4丁目	62-2050
	中央ふれあいセンター	250	東鶉南1条2丁目	62-2457
	産業活性化センター	230	中央北2条1丁目	62-2410
	朝駒集会所	120	朝駒3条1丁目	62-5390
	無重力プラザ	470	本町北1丁目	62-3250
	デイサービスセンター	200	本町	62-6530

# 災害時一時避難所



# 震災時における避難所



## 第9節 災害時要援護者対策計画

地震災害発生時における災害時要援護者の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。

### 1. 安全対策

地震災害発生時には、高齢者、障害者等いわゆる災害時要援護者が犠牲になる場合が多い。

このため、町及び社会福祉施設管理者は、災害時要援護者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の強化を図る。

#### (1) 町の対策

ア．災害時要援護者についてあらかじめ、その実態を把握しておく。

イ．地域ぐるみの協力のもとに災害時要援護者に対する、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

ウ．災害時要援護者に対する避難誘導等の方法について、援助者を定めておくなど具体的に定めておく。また、避難所や避難路の指定にあっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせ利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発に努める。

エ．災害時要援護者が自らの対応能力を高めるために、災害時要援護者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

#### (2) 社会福祉施設の対策

ア．社会福祉施設の管理者は、利用者や入所者が寝たきり老人や心身障害者（児）等いわゆる災害時要援護者であることから、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。また、社会福祉施設の管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

イ．社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防または災害が発生した場合において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。また、社会福祉施設の管理者は、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設・近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制の強化を図る。

ウ．社会福祉施設の管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

エ．社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。また、社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難なもの等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

### 2. 援助活動

町は、災害時要援護者の早期発見等に努めるとともに、災害時要援護者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

#### (1) 災害時要援護者の発見

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している災害時要援護者について、居宅に取り残された災害時要援護者の早期発見に努める。

(2) 避難所等への移送

災害時要援護者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア．避難所への移動

イ．病院への移送

ウ．施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、災害時要援護者の優先的入居に努める。

(4) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

救助活動の状況や災害時要援護者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

### 3. 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる「災害時要援護者」として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに外国人登録等さまざまな機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

## 第10節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努めるものとする。

### 1. 積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

### 2. 交通の確保

(1) 道路交通の確保

地震発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道及び町等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

#### ア．除雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 道路管理者は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

#### イ．積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

(イ) 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

#### (2) 航空輸送の確保

地震により、地上輸送の総てが不可能な事態が生じた場合、または山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合には、町長は空知支庁を經由して自衛隊に対しヘリコプター等の派遣依頼を行う。ただし、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、町長が自衛隊または砂川警察署に対し依頼を行う。

ヘリコプター発着場所は、原則的に次のとおりとする。

施設名	所在地	面積	施設管理者 及び電話番号
中央小学校グラウンド	東鶉1条2丁目2-1	11,400 m <sup>2</sup>	上砂川町教育委員会 62-2116
上砂川中学校グラウンド	鶉1条2丁目2-1	9,600 m <sup>2</sup>	同上
町 営 野 球 場	鶉1条1丁目1-1	12,400 m <sup>2</sup>	同上

### 3．雪に強いまちづくりの推進

#### (1) 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪重荷の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、基準の遵守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

#### (2) 積雪期における避難場所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、融雪施設等の整備促進を図るとともに避難所、避難路の確保に努める。

### 4．寒冷対策の推進

#### (1) 避難所対策

町は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

#### (2) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

または、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活の長期化が予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

## 第11節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震災害を予防し、またはその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるものとする。

また、防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制の確立に努めるものとする。

### 1. 町職員に対する防災教育

町職員の地震時における適正な判断力を養成し、積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、次により防災教育の普及徹底に努める。

#### (1) 教育の方法

- ア. 防災訓練の実施
- イ. 防災講演会、研究会等の開催
- ウ. 見学、現地調査等の実施
- エ. 防災活動手引等印刷物の配布

#### (2) 教育の内容

- ア. 地震に関する基礎知識
- イ. 本町における過去の地震災害
- ウ. 地震が発生したとき、職員がとるべき具体的な行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、事務分掌等）
- エ. その他地震災害対策上必要な事項

### 2. 町民に対する防災知識の普及

町及び防災関係機関は、地震発生時に、町民が的確な判断に基づき行動できるよう、町民に対し、地震についての正しい知識、平常時の備え、防災対策について啓発し、防災知識の普及徹底に努める。

#### (1) 一般的な普及

##### ア. 方法

- (ア) 広報誌、パンフレット等の配布
- (イ) 地震災害に関するビデオ、パネル等の貸出
- (ウ) 新聞、ラジオ、テレビ等マスメディアの活用
- (エ) 防災訓練の実施
- (オ) 防災講演会の開催等
- (カ) 自主防災組織に対する指導

##### イ. 内容

- (ア) 地震に関する基礎知識
- (イ) 地震発生時の行動指針
- (ウ) 防災関係機関等が講じる災害応急対策
- (エ) 危険予想地域等に関する知識
- (オ) 避難場所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (カ) 平常時の準備
  - a. 住宅耐震診断と補強
  - b. 家具の固定、ガラスの飛散防止
  - c. 火災予防
  - d. 非常持出品の準備
  - e. 応急手当等に関する知識

(2) 社会教育を通じての防災知識の普及

町民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域における地震防災に寄与する意識と行動力を高めるため、婦人団体、PTA等を対象とした各種研修会・集会等の機会を活用し、地震防災に関する知識の普及・啓発に努める。

ア．方法

各種講座・学級・集会・大会・学習会・研修会等において実施する。

イ．内容

町民に対する一般的な普及の内容に準ずる。

### 3. 学校教育における防災教育

(1) 特別活動における防災教育

ア．学級活動・ホームルーム活動

「震災に関する安全指導資料」や「安全指導の手引」等を参考に、地震のときに起こりやすい危険な状況を理解させ、的確で安全な行動ができる教育に努める。

(ア) 地震のときの危険の理解と安全な行動の仕方

(イ) さまざまな場面での避難行動等

イ．学校行事等

防災意識の全校的な盛り上げを図るため、防災専門家等による講演、また道、町が実施する防災訓練等にも積極的に参加するなど体験学習に努める。

(2) 教科書等における防災教育

教科教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の安全な行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、家庭、学校及び地域など身の回りの環境を防災の観点から見直し、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災教育

災害時に教職員のとるべき行動その意義、児童生徒等に対する指導要領、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修等を行い、内容の周知徹底に努める。

## 第12節 町民の心構え

町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、町民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

### 1. 家庭における措置

(1) 平常時の心得

ア．地域の避難場所及び家庭との連絡方法を確認する。

イ．がけ崩れに注意する。

ウ．建物の補強、家具の固定をする。

エ．火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。

オ．飲料水や消火器の用意をする。

カ．非常用食糧、救急用品、非常持出用品を準備する。

キ．地域の防災訓練に進んで参加する。

ク．隣近所と地震時の協力について話し合う。

## (2) 地震発生時の心得

- ア．まずわが身の安全を図る。
- イ．すばやく火の始末をする。
- ウ．火が出たらまず消火する。
- エ．あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- オ．狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- カ．山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- キ．避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ク．みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- ケ．正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、余震にそなえる。
- コ．秩序を守り、衛生に注意する。

## 2. 職場における措置

### (1) 平常時の心得

- ア．消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ．消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ．とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ．重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ．不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

### (2) 地震発生時の心得

- ア．すばやく火の始末をすること。
- イ．職場の消防計画に基づき行動すること。
- ウ．職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- エ．正確な情報を入手すること。
- オ．近くの職場同志で協力し合うこと。
- カ．エレベーターの使用は避けること。
- キ．マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

## 3. 運転者のとるべき措置

### (1) 走行中のとき

- ア．急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- イ．停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ．車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

### (2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、避難のための車を使用しないこと。

## 第13節 自主防災組織の育成等に関する計画

地震災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等による自主防災組織の設置、育成を推進するものとする。

### 1．地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、身体障害者、高齢者や障害者など災害時要援護者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

### 2．事業所等の防災組織

多数の者が利用し、または従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛防災組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努め、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

### 3．自主防災組織の編成

自主防災組織はその機能を十分に発揮するため、あらかじめ組織内の役割分担を定めておく。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てる適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のない組織を編成する。

### 4．自主防災組織の活動

#### (1) 平常時の活動

##### ア．防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の確かな行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

##### イ．防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練は、次のとおりであるが、地域の特性を加味した訓練とする。

##### (ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等関係機関へ通報するための訓練

##### (イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得するための訓練

##### (ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるための訓練

##### (エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得するための訓練

##### ウ．防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多いので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

## エ．防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるように活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ準備することに努め、また、これら資機材は日頃から点検して非常時にすぐ使用できるよう努める。

## (2) 非常時及び災害時の活動

### ア．情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておく。

#### (ア) 連絡をとる防災関係機関

#### (イ) 防災関係機関との連絡のための手段

#### (ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者ルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

### イ．出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努める。

### ウ．救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

### エ．避難の実施

町長等から避難勧告、指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

### オ．給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

## 第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施するものとする。

### 第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立するものとする。

また、国の非常災害現地対策本部等が設置されたときは、同本部等と連携を図るものとする。

#### 1. 災害対策組織

##### (1) 災害対策本部

###### ア. 設置基準

町長は、地震による災害が発生し、または発生するおそれがある場合、次の基準に該当し必要と認めるときは、災害対策基本法第23条第1項の規程に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策本部設置基準
1. 町内に震度5強以上の地震が発生したとき
2. 町内に地震による大規模な被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき

###### イ. 組織等

###### (ア) 組織

災害対策本部の組織は、地域防災計画第2章第2節上砂川町災害対策本部によるものとする。

###### (イ) 運営

災害対策本部の運営は、上砂川町災害対策本部条例（昭和37年上砂川町条例第28号）の定めるところによる。

###### (ウ) 所掌事務

災害対策本部の所掌事務は、地域防災計画第2章第2節上砂川町災害対策本部によるものとする。

#### 2. 町職員の動員配備

##### (1) 配備体制

ア. 災害対策本部は、地震被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない震度4以下の場合であっても「非常配備の基準」により配備体制をとることがあるものとする。

イ. 前号の「非常配備の基準」は、下記のとおりとし、配備体制の決定は本部長が行う。

ウ. 各部長は、所掌事務に基づき部内の配備基準を定めて、これを部内に徹底しておくものとする。

## 非常配備の基準

区分	体制	配 備 基 準	配 備 内 容
連絡本部の設置前	第1非常配備 (準備体制)	1. 町内に震度4の地震が発生したとき 2. その他本部長が特に必要と認めるとき	地震災害情報の収集連絡のため、少数人数をもってあたるものとし、状況により第2非常配備体制に円滑に移行できる体制とする。
連絡本部の設置後	第2非常配備 (警戒体制)	1. 町内に震度5弱及び5強の地震が発生したとき 2. 町内に局地的な地震災害が発生し、災害応急対策が必要と認められるとき 3. その他本部長が特に必要と認めるとき	関係対策部の所要人員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができるよう待機し、直ちに応急対策を開始できる体制とする。
災害対策本部の設置後	第3非常配備 (出勤体制)	1. 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき 2. 町内に大規模な地震災害が発生し、広域的な災害応急対策が必要と認められるとき 3. その他本部長が特に必要と認めるとき	災害対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができるよう待機または出勤して災害応急活動に従事する体制とする。

		第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備 (出勤体制)
配 備 体 制	管 理 部	課長・局長・室長・ 指 定 す る 職 員	全 員	全 員
	通 信 広 報 部	課 長	係長以上の職員	全 員
	民 生 部	課 長	係長以上の職員	全 員
	建 設 部	課長・指定する職員	係長以上の職員 及び指定する係員	全 員
	文 教 部	課 長	係長以上の職員	全 員
	消 防 一 部	消 防 課 長	係長以上の職員 及び指定する係員	全 員
	消 防 二 部	団 長 ・ 副 団 長	係長以上の団員 及び指定する団員	全 員

## (2) 本部各部の配備要員

### ア．動員（招集）の範囲

動員（招集）の範囲は、上記動員計画により行うものとする。

## 3．非常配備体制の活動要領

### (1) 本部の活動開始及び終了

#### ア．活動の開始

災害が発生するおそれがあり、または発生した場合において災害対策本部が設置されたときに、その一部又は全部が活動を開始する。

#### イ．活動の終了

予想された災害の危険が解消したと認められるとき、または災害発生後における応急措置が完了したと認められるときに、本部の活動を終了し解散するものとする。

### (2) 非常配備体制下の活動

#### ア．第1 非常配備体制下の活動

第1 非常配備体制下の活動は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 管理部長は、道及び関係機関と連絡をとって気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに、関係部長に連絡する。

(イ) 各部長は、管理部長からの情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時職員に対し必要な指示を行う。

(ウ) 指示を受けた職員は、所属する部及び係の所在場所に待機する。

#### イ．第2 非常配備体制下の活動

第2 非常配備体制下の活動は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 本部長は、必要に応じ関係部長を招集し、情報を聴取するため本部員会議を開き、当該情勢に対応する措置を検討する。

(イ) 各部長は、所掌事務に関する情報の収集及び連絡体制を強化する。

(ウ) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。

a．災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。

b．装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて災害の発生が予想される地域へあらかじめ配置する。

c．災害対策に関係のある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

#### ウ．第3 非常配備体制下の活動

第3 非常配備体制下の活動は、おおむね次のとおりとする。

第3 非常配備体制が指令されたときは、各部長は、災害応急対策に全力を傾注するとともに、その活動状況を随時管理部長を通じ本部長に報告するものとする。

## 4．配備人員

配備人員は、各部長が配備体制ごとに配備計画を定める。

## 5．緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、または災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、配備計画に基づき、直ちに所属、またはあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

## 6．休日・夜間の連絡体制の確保

地震災害時には、初動時の対応が最も重要となる。災害はいつ発生するか分からず、労働時間の短縮から休日の日数も増えている。このため、町及び防災関係機関は、休日、夜間においても迅速な初動体制をとるために連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡がとれない場合が想定されることから、あらかじめ自主参集などについて定めておく。

7. その他、総務財政課庶務係にあっては、震度2以上のときは直ちに第1非常配備につくものとする。

#### 8. 設置場所

災害対策本部は、町役場庁舎東館2階の大会議室に設置する。  
ただし、当該場所に設置することが不可能な場合は、町長が指定する場所に設置する。

#### 9. 廃止

町長は、災害の発生するおそれなくなったとき、または災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

#### 10. 通知

町長は災害対策本部を設置、または廃止したときは、直ちに全職員に周知するとともに、速やかに防災関係機関に対して通知することとし、住民に対して報道機関、広報車等により周知する。

## 第2節 災害情報等の収集、伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、次のとおりである。

### 1. 災害情報等の収集

町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、航空機、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報を収集し、相互に交換する。

### 2. 災害情報等の内容及び通報の時期

- (1) 町災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、空知支庁及び防災関係機関へ通報する。
- (2) 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとし、発災後の情報等について、次により町災害対策本部へ通報する。

- ア．災害の状況及び応急対策の概要……………発災直後速やかに
- イ．被害の概要及び応急復旧の見通し……………被害の全ぼうが判明するまで、または応急復旧が完了するまで随時
- ウ．被害の確定報告……………被害状況が確定したとき

### 3. 災害情報等の連絡体制

- (1) 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。
- (2) 町は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

### 4. 通報手段の確保

地震災害時における防災関係機関相互の通報は、次により確保する。

- (1) 一般加入電話による通報
- (2) 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話または非常、緊急電報による通報
- (3) 非常通信協議会の構成機関が所有する無線設備による通報
- (4) 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- (5) 上記(1)から(4)の組み合わせによる通報及び徒歩等による連絡

## 5. 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達を実施できるよう通信施設の整備強化を図る。

## 6. 被害状況報告

地震災害が発生した場合、町長は、下記に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を空知支庁長に報告する。

また、町長は、空知支庁長に報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）に報告する。

### 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を空知支庁長に報告するものとする。

#### 1. 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、または広域的な災害で当町が軽微であっても空知支庁地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

#### 2. 報告の種類及び内容

##### (1) 災害情報

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、地域防災計画第4章第3節の別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

##### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

###### ア. 速報

被害発生後、直ちに地域防災計画第4章第3節の別表2の様式により件数のみ報告すること。

###### イ. 中間報告

被害状況が判明次第、地域防災計画第4章第3節の別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

###### ウ. 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に地域防災計画第4章第3節の別表2の様式により報告すること。

##### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

### 3. 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話または無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

### 4. 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、地域防災計画第4章第3節の別表3のとおりとする。

## 第3節 災害広報計画

地震が発生した場合において、被災地域の混乱防止、人心の安定を図るため、迅速、適確に、地震情報、災害情報を提供し、災害の拡大防止に努めるとともに、広聴活動を展開し、被災住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

### 1. 広報事項

- (1) 地震発生直後の広報
  - ア. 出火防止及び初期消火の呼びかけ
  - イ. 地震時の一般注意事項
  - ウ. 災害情報
  - エ. 町の災害対策活動体制及び活動状況
  - オ. その他必要事項
- (2) その後の広報
  - ア. 災害情報及び被災状況
  - イ. 救援物品の配給に関する情報
  - ウ. 各種施設の復旧状況
  - エ. 町一般平常業務の再開状況
  - オ. その他必要事項

### 2. 広報活動の方法

町は、あらゆる広報機能を活用し、必要に応じて他の団体等の応援を求めて広報活動を実施する。

- (1) 放送による広報
  - 町民広報のため、テレビ・ラジオ放送、及びホームページ等を利用する。
- (2) 報道機関への発表
  - 報道機関に対しては、災害の状況が把握され次第発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的または必要に応じて発表する。
- (3) 広報車の利用
  - 災害の状況によって、必要な地域へ放送設備（携帯マイク等を含む。）を有する車両を出勤させ広報を実施する。
- (4) 印刷物等の配布
  - 必要に応じて印刷物等を作成し、現地において配布し、または掲示する。
  - また、高齢者、障害者等災害時要援護者への伝達に十分配慮する。

### 3. 一般住民、被害者から広聴活動

通信広報部は、被災者の不安を解消するため、要望を把握し、災害の状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに広聴体制の確立を図り、防災関係機関及び他部の協力を得て、広聴活動を実施する。

#### (1) 被災者相談窓口の設置

通信広報部は、災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を庁舎内の所定の位置に設置するとともに、必要な関係各部の相談員の相談窓口への派遣を要請する。

#### (2) 要望等の処理

相談窓口において、聴取した要望等については、関係部または防災関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い適切な処理に努める。

## 第4節 避難対策計画

地震災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次のとおりである。

### 1. 避難実施責任者及び措置内容

地震の発生に伴う火災、地すべり、がけ崩れ等の災害により人命、身体の保護または災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難の勧告または指示を行う。

#### (1) 町長

ア．町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き指示、立退き先の指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに空知支庁長に報告する。(避難解除の場合も同様とする。)

また、立退き指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請するものとする。

イ．町長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した状況の分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難の勧告・指示を行う。

また、避難の勧告・指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ適確に伝達する。

#### (2) 警察官

警察官は、(1)により町長から要請があったとき、または町長が立退き指示ができないと認めるときは、立退き指示、立退き先指示等を行い、その場合、直ちに町長に通知する。

災害による危険が急迫したときは、警察官は、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は、所属の公安委員会にその旨報告する。

#### (3) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、町長(指定する町職員)及び警察官がその場にはいない限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(自衛隊法第94条及び警察官職部執行法第4条)

ア．避難及び立ち入り

イ．警戒区域の設定及びそれに基づく立ち入り制限・禁止並び退去命令

ウ．他人の土地等の一時使用等

エ．現場の被災工作物等の除去等

オ．住民等を応急措置の業務に従事させること

## 2. 避難措置における連絡及び協力

### (1) 連絡

町長及び砂川警察署長は、法律または防災計画の定めるところにより、避難のため立退きを勧告し、または指示した場合は、相互にその旨を連絡する。

### (2) 協力、援助

砂川警察署長は、町長が行う避難の勧告及び指示について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、勧告等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行う。

## 3. 避難の勧告または指示の周知

避難実施責任者は、避難の勧告または指示にあたっては、消防機関等関係機関の協力を得て、放送設備、サイレン、広報車両等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。

### (1) 避難の勧告または指示の理由及び内容

### (2) 避難場所及び経路

### (3) 火災、避難の予防措置等

### (4) 携行品等その他の注意事項

## 4. 避難方法

### (1) 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職・団員・警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたるが、避難立退きの誘導にあたっては、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。

その際、自力避難の困難な災害時要援護者に関しては、その実態を把握するとともに、事前に援助者を定める等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

### (2) 移送の方法

#### ア．小規模な場合

避難、立退きにあたっては、避難者は各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により避難、立退きが不可能な場合は、町において車両、船舶等によって行う。

#### イ．大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町長は、北海道知事に対し応援を求めて実施する。

## 5. 避難所の運営

避難所の運営は、関係機関の協力のもと町が適切に行う。町は、避難者の状況を早期に把握し、避難場所における生活環境に注意を払うとともに、必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

また、町は避難所の運営に関して自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得る。

## 第5節 救助救出計画

地震災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、町をはじめとする救助関係機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動にあたっては、各機関相互の情報交換、担当区域の割振りなど円滑な連携のもとに実施するものとする。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

## 1. 実施責任

### (1) 上砂川町（消防機関等）

町長（災害救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関または日本赤十字社の救護所に収容する。

また、町長は、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

### (2) 砂川警察署

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

### (3) 北海道（空知支庁）

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、当町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、災害救助法を適用した場合、または当町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

## 2. 救助救出活動

町及び砂川警察署は、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救出、救護を実施する。

## 第6節 地震火災対策計画

大地震が発生した場合には、地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

### 1. 消防活動体制の整備

町及び消防本部は、その地域における地震災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い整備する。

### 2. 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町及び消防本部は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、次に掲げる危険区域を把握し、また、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

#### (1) 住宅密集地域の火災危険区域

#### (2) がけ崩れ、崩壊危険箇所

#### (3) 浸水危険区域

#### (4) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

### 3. 相互応援協力の推進

町及び消防本部は、消防活動が円滑に行われるため、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

#### (1) 北海道広域消防相互応援協定

#### (2) 広域航空消防防災応援

#### (3) 緊急消防援助隊による応援

#### 4. 地震火災対策計画の作成

町及び消防本部は、大地震時における火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、地震火災対策計画を作成し、その基本的事項は、次のとおりである。

##### (1) 消防職員等の確保

大地震時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難となり、また、消防装備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することから、これらに対する維持、確保の措置をあらかじめ講ずる。

##### (2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられるので、防火水槽の配置のほか流雪溝、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

##### (3) 応急救出活動

震災時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に高齢者、障害者等の災害時要援護者の救護方法について検討するとともに、積雪時の救護方法についても検討する。

##### (4) 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、道路交通網等の寸断が予測されることから、消防機関が被災地に赴くのに時間を要することになる。

このため、被災地の住民や自主防災組織は、消防機関が到着するまでの間、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

## 第7節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備についての計画は、次のとおりである。

### 1. 災害警備の実施

砂川警察署は、地域における災害警備対策を実施する。

### 2. 被災地域における災害警備

砂川警察署は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、地震が発生し、または発生のおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたる。

#### (1) 災害警備体制の確立

地震が発生した場合、その災害の規模、様態に応じて、災害警備本部等を設置する。

#### (2) 応急対策の実施

##### ア. 災害情報の収集及び伝達

災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達する。

## イ．避難の指示等

(ア) 災害対策基本法等の規程に基づき、避難の指示または警告を行うとともに、町の定める避難を示すものとする。

この場合、状況の許す限り次に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

- a．避難すべき時期
- b．避難すべき理由
- c．避難先における給食、休養の状況
- d．避難後の財産保護措置

(イ) 住民の避難にあたっては、町消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールの強化、定期的な巡回を行い、犯罪の予防及び取締り等にあたる。

## ウ．広報

地震が発生し、または発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。

## エ．救助に関する事項

災害救助の責任者と協力して、被災者の救出、救助活動を実施するとともに、死体見分等にあたる。

# 第 8 節 交通応急対策計画

地震発生に伴う道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通の確保に関する計画は、次のとおりである。

## 1．交通応急対策の実施

### (1) 上砂川町（消防機関）

ア．道路、橋梁等の被害状況及び危険箇所を速やかに把握し、関係機関に連絡するとともに、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。

イ．消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ．消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他物件を破損することができる。

### (2) 砂川警察署

ア．災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるときは、また災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限する。

イ．通行禁止区域等において、車両その他物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ．イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。(ただし、消防車両が通行する場合に限る。)

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。破損した場合は、破損に関する報告を砂川警察署に報告しなければならない。

### (3) 札幌土木現業所滝川出張所

道が管理している道路で災害を受けた場合には、直ちに応急復旧工事に着手し、道路の警戒に努めるとともに、道路構造の保全と交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、または制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

### (4) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、町長(指定する町職員)及び警察官がその場にはいない時に次の措置をとることができる。

ア．自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、または自ら当該措置を実施

イ．警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令

ウ．現場の被災工作物の除去等

## 2. 道路の交通規制

### (1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び砂川警察署は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

ア．損壊し、または通行不能となった道路名及び区間

イ．迂回路を設定し得る場合は、その路線名、分岐点及び合流点

ウ．緊急に通行の禁止または制限を実施する必要の有無

### (2) 交通規制の実施

道路管理者及び砂川警察署は、次の方法により交通規制を実施する。

ア．交通規制を実施するときは、災害対策基本法に規定する標識を設置して行う。

イ．緊急を要し標識を設置するいとまがないとき、または標識を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

### (3) 関係機関との連携

道路管理者及び砂川警察署が交通規制により通行の禁止、制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

## 3. 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域または道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する。

### (1) 通知

砂川警察署は、緊急輸送のための交通規制をするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止または制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後直ちに通知する。

### (2) 緊急通行車両の確認手続

ア．空知支庁長または砂川警察署長は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

イ．確認場所

緊急通行車両の確認は、空知支庁または砂川警察署及び交通検問所で行う。

ウ．証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認した車両については、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」  
「標章」を交付し、当該車両前面の見やすい箇所に標章を掲示させる。

エ．緊急通行車両

(ア) 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される  
車両で次の事項に該当すること。

- a．警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する事項
- b．消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c．被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d．災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e．施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f．清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g．犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h．緊急輸送の確保に関する事項
- i．その他災害の発生の防ぎよまたは拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定地方行政機関等が保有し、若しくは、指定地方行政機関等との契約等により常時指定  
地方行政機関等の活動のために専用使用される車両または災害時に他の関係機関・団体か  
ら調達する車両であること。

(3) 通行禁止または制限から除外する車両

砂川警察署は、業務の性質上、道民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上または社  
会生活上通行させることがやむを得ないと認める車両については、緊急通行車両の通行に支障を  
及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

ア．確認手続

(ア) 砂川警察署長は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であること  
の確認を行う。

(イ) 確認場所

規制対象除外車両の確認は、砂川警察署及び交通検問所で行う。

(ウ) 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認した車両については、各車両ごとに「規制対象除外車両通  
行証明書」  
「標章」を交付し、当該車両前面の見やすい箇所に標章を掲示させる。

イ．規制対象除外車両等

(ア) 傷病者の救護または医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

(イ) 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

(ウ) 他の都道府県公安委員会または知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に  
使用中の車両

(エ) 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ当該目的のため  
使用中のものであること。

- a．道路維持作業用自動車
- b．通園バス
- c．郵便物の収集または配達のため使用する車両
- d．電報の配達のため使用する車両
- e．廃棄物の収集に使用する車両
- f．感染症患者の収容または予防のため使用する車両
- g．その他公益上または社会生活上特に通行させる必要があると認められる車両

## 第9節 輸送計画

地震災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救護若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うための計画は、次のとおりである。

### 1．実施責任者

災害時輸送は、町長（本部長）が関係機関の協力を得て行う。

### 2．輸送の方法

災害時輸送は、次の各輸送のうち最も適当な方法による。

#### (1) 陸上輸送

災害時においては、関係機関の協力を求めるほか、民間輸送業者等の車両を借上げる。

#### (2) 航空輸送

災害により被災者の救助、物資の輸送等航空輸送の必要が生じたときは、町長（本部長）は「自衛隊法第83条」に定めるところにより、知事（空知支庁長）を經由して自衛隊のヘリコプター等の派遣要請を行う。

また、ヘリコプターの発着場所は、第2章第10節の2交通の確保の定めるところによる。

### 3．輸送の範囲

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 被災者救出のための必要な人員、機材等の輸送
- (4) 飲料水の確保と運搬給水
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他、災害対策本部が行う輸送

### 4．緊急輸送業務に従事する車両の表示

「災害対策基本法第76条」に基づき、一般車両の交通が規制された場合には、町及び防災関係機関は、災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として知事（空知支庁長）または公安委員会に申し出て、緊急輸送確認証明書及び同標章の交付を受ける。

## 第10節 消防防災ヘリコプター活用計画

地震災害時における消防防災ヘリコプターの活用についての計画は、次のとおりである。

### 1．基本方針

道は、道内において地震が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、広域的・機動的に活動できる消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

### 2．運搬体制

消防防災ヘリコプターは、「北海道消防防災ヘリコプター運搬管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運搬要領」の定めるところにより運行する。

### 3. 応援要請

「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき町から知事に対する消防防災ヘリコプターの依頼は、次のとおりである。

#### (1) 要請の要件

町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に要請する。

- ア．災害が隣接する市町村に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- イ．町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- ウ．その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

#### (2) 要請方法

町から知事（防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票を提出する。

- ア．災害の種類
- イ．災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ．災害現場の気象状況
- エ．災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- オ．消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ．応援に要する資機材の品目及び数量
- キ．その他必要な事項

#### (3) 要請先

北海道総務部危機対策室防災消防課防災航空室      T E L   011-782-3233  
F A X   011-782-3234

### 4. 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運航する。

#### (1) 災害応急対策活動

- ア．被災状況の偵察、情報収集活動
- イ．救援物資、人員、資機材等の搬送

#### (2) 救急活動

- ア．傷病者、医師等の搬送

#### (3) 救助活動

- ア．被災者の救助・救出

#### (4) 火災防ぎょ活動

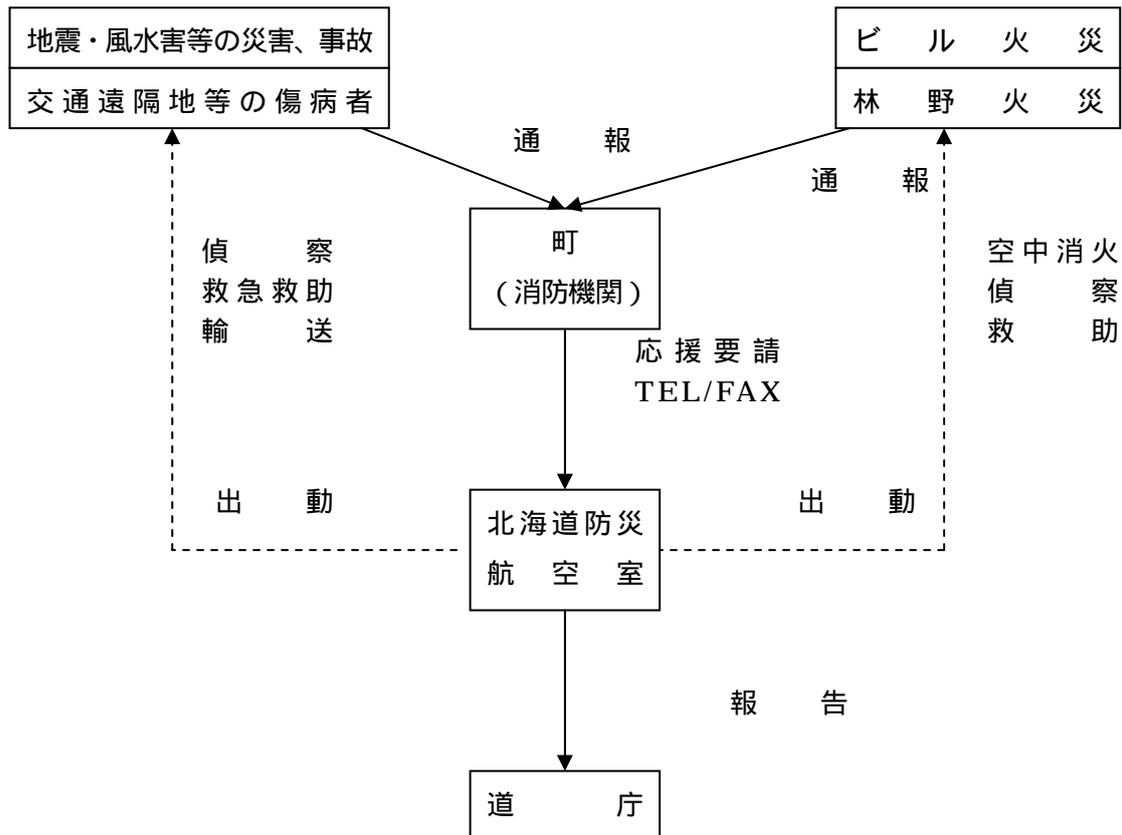
- ア．空中消火
- イ．消防隊員、資機材等の搬送

#### (5) 広域航空消防防災応援活動

#### (6) その他

〔参考〕

### 消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



## 第 11 節 食糧供給計画

地震災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食糧供給に関する計画は、次のとおりである。

### 1．実施責任者

町長（担当民生部）が行う。

災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。

### 2．食糧供給の対象者

(1) 避難所に収容された者

(2) 住家の被害が全焼、全壊、流出、半焼、半壊または床上浸水等であって炊事ができない者

(3) 床下浸水の場合は、炊き出しの対象にならないが、避難の指示に基づき避難所に収容された者

(4) 災害応急対策に従事している者

### 3．食糧供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、生パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とする。

#### 4．食糧供給の数量

1人当たりの供給数量は、おおむね次のとおりとする。ただし、乾パン、麦製品の精米換算率は100%とし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。

- (1) 被災者に対する給食は、1食当たり精米換算200gの範囲内
- (2) 被災によって供給機関が通常供給できないときの供給は、1日当たり精米換算400gの範囲内
- (3) 災害応急対策に従事する者に対する給食は、1食当たり精米換算300gの範囲内

#### 5．食糧調達、供給方法

##### (1) 米穀

被災者等に対して応急供給の必要があると認められた場合は、知事（空知支庁長）に対し申請し、米穀類臨時購入切符の交付を受けて町内米穀販売業者等から購入する。

なお、災害救助適用の場合については、「災害時における応急食糧の緊急引渡しについて」の食糧庁の通達に基づき、町長は知事の指示により政府米指定倉庫に対し引渡要請を行い、北海道農政事務所地域第11課立会いのもとに直接引渡しを受ける。

##### (2) 乾パン

炊き出しに至るまでの応急用として、災害救助法が発動された場合は、知事（空知支庁長）に要請し、政府保有の乾パンの引渡を受ける。

##### (3) 生パン

町外のパン製造業者に事前に連絡して製造を依頼して調達する。

##### (4) 副食、調味料

副食、調味料（しょう油、みそ、塩、缶詰等）については、必要に応じて町内業者から調達する。

#### 6．米飯の炊き出し

炊き出しは、避難対策班が中心となり必要に応じ婦人団体等の協力を得て、給食施設等既設の施設を利用して行う。ただし、町において、直接炊き出しすることが困難で、米飯業者等で注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準を明示して業者より購入して支給する。

#### 7．給食期間

給食の期間は、7日程度を限度として状況により多少期間を延長することを考えるほか、長期にわたることが予測される場合は、通常供給への切替えを行うものとする。

#### 8．炊き出しの費用の限度

災害救助法の基準による。

## 第12節 給水計画

地震発生に伴う水道施設の破損により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

### 1．実施責任者

応急給水は、町長（担当民生部）が実施する。民生部員は、相互連絡を密にし、浄水の確保と給水に万全を期するものとする。（災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合も同様とする。）

個人の備蓄として、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において備蓄しておくよう、住民に広報していくものとする。

### 2．給水対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

### 3．給水量

1人1日おおむね3リットル

### 4．給水方法

(1) 水道施設に被害のない場合

消防水槽車、散水車によって給水する。

(2) 水道施設のうち給配水管のみに被害があった場合

被災地域は、直ちに断水し、関係住民に被害状況を周知徹底させ、消防水槽車、散水車、給水車、給水用資器材により搬送給水する。

(3) 上水道施設が全部被災した場合

湧水、表流水のろ過消毒を行い給水するほか、近隣市町村に要請して飲料水の供給を受ける。搬送給水は、消防水槽車、散水車によるほか、必要に応じ自衛隊の出動を得て行う。

### 5．給水施設の応急復旧

水道施設の復旧については、共用栓、消火栓及び医療施設等緊急を要するものを優先的に行う。

### 6．応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村または道へ飲料水の供給の実施またはこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

### 7．住民への周知

給水に際しては、給水時間、給水場所を事前に住民に周知する。

## 第13節 衣料・生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服・寝具、その他生活必需品の給与及び物資の供給に関する計画は、次のとおりである。

#### 1．実施責任者

町長（担当民生部）が行う。

災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。

#### 2．給与または貸与の対象者

災害により住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊または床上浸水となった者で、被服、寝具、その他生活必需物資を喪失し、またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

#### 3．給与または貸与物資の種類

被災者に給与または貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。

(1) 寝具

(2) 外衣

(3) 肌着

(4) 身の回り品

(5) 炊事道具

(6) 食器

(7) 日用品

(8) 光熱材料

#### 4．給与または貸与の方法

##### (1) 物資の購入及び配分

民生部は、世帯構成員別被害状況を把握し、救援物資を調達する。また、これらの物資について配分計画をたて給（貸）与にあたる。

##### (2) 費用の限度

災害救助法の基準による。

#### 5．物資の調達先

あらかじめ業者と協議し、緊急時に調達しうる数量を把握して災害に備えておく。

なお、調達困難な場合は、道に依頼し、調達する。

#### 6．給与または貸与期間

災害発生の日から原則として10日以内に行うものとする。

## 第14節 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴う各種災害のうち、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずることから、これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

### 1．上水道

#### (1) 応急措置

町長（建設部、民生部）は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めおくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害のあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

#### (2) 広報

町長は地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

### 2．下水道

#### (1) 応急復旧

町長（建設部）は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めおくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

#### (2) 広報

町長は、地震により下水道施設による被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

### 3．電気

#### (1) 応急復旧

電気事業者（北海道電力株式会社滝川営業所）は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めおくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

## (2) 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火防止及び電力施設の被害状況(停電の状況)復旧見込み等について、テレビ、ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

## 4. ガス

### (1) 応急復旧

ガス事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

### (2) 広報

ガス事業者は、地震によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

## 5. 通信

地震災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害原因となるとともに、被災地及び被災地住民に対する情報の提供に欠き、社会的混乱を生ずるおそれがあるなど影響が大きい。

### (1) 応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道支店などの電気通信事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合、または異常ふくそう等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し、通信の確保に努める。

### (2) 広報

電気通信事業者は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

## 6. 放送

地震災害時における放送の途絶は、災害応急活動の阻害原因となるとともに、被災地及び被災住民に対する情報の提供に欠き、社会的混乱を生ずるおそれがあるなど影響が大きい。

NHK など放送機関は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき放送施設、設備の被災調査、点検を実施し、施設に被害があった場合は、速やかに応急復旧を実施するなどして、放送が途絶えないよう努める。

## 第 15 節 医療救護計画

地震災害時における医療救護活動を円滑に実施するための計画は、次のとおりである。

### 1. 実施責任者

町長(担当民生部)が主体となり、関係機関の協力を得て、被災者に対する医療救護活動を実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が実施する。

### 2. 医療救護の対象者

#### (1) 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後 7 日以内の分娩者で、助産の途を失った者。

## (2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長に通知する。通知を受けた本部長は、直ちに援護に関し医師、助産婦等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部に指示する。

## 3. 応急救護所の設置

応急救護所は、町内各医療機関を原則とするが、災害の状況等により、学校、体育館等の公共施設を使用する。

## 4. 空知医師会に対する出動要請

- (1) 町長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、「災害時の医療、救護活動に関する協定書」に基づき空知医師会に対し、出動要請を行う。
- (2) 要請する場合には、次の項目を通知する。
  - ア. 災害発生の日時、場所、原因及び状況
  - イ. 出動の時期及び場所
  - ウ. 出動を要する人員及び資機材
  - エ. その他必要な事項

## 5. 空知歯科医師会に対する出動要請

町長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、空知歯科医師会に対し、出動要請を行う。

## 6. 医療班の構成

空知医師会・空知歯科医師会は、町長の要請に基づき医療班を編成し、応急医療にあたるものとする。医療班の構成基準は、空知医師会・空知歯科医師会の定めるところによる。

## 7. 医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材等の確保は、町内医薬品等の取扱業者から調達するが、町内での調達が困難な場合は、町長は知事に対し、斡旋及び提供を要請する。

## 8. 関係機関の応援

町長は、災害規模等必要に応じ、知事に対し、次の関係機関の応援要請を行う。

- (1) 医療班の支援（災害拠点病院及び協力機関等）
- (2) 患者移送（北海道警察または自衛隊）

# 第 16 節 防疫計画

地震災害時における被災地の防疫に関する計画は、次のとおりである。

## 1. 実施責任者

町長（担当民生部）が知事の指導、指示に基づき実施し、災害による被害が甚大で町のみで防疫の実施が不可能または困難なときは、知事の応援を得て実施する。

## 2. 防疫班の編成

- (1) 防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、民生部のなかに防疫班を編成する。
- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者 1 名、事務職員 1 名、作業員 2～3 名をもって編成する。

### 3. 防疫の種類と方法

町長は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「法」という。)の趣旨に基づき、知事が行う感染症の発生状況動向及び原因の調査並びに健康診断、就業制限、予防接種、消毒等に協力するものとする。

(1) 知事が行う動向及び原因調査並びに健康診断への協力。(法第15条)

ア. 地域の住民組織等の協力を得て、感染症予防対策上必要な情報の早期把握に努める。

イ. 検病調査の結果、必要があるときは法律第17条に基づき行われる健康診断に協力するものとする。

ウ. 知事の行う感染症の病原症の病原体を保有していないことの確認調査に協力を行うものとする。

(2) 知事の行う就業制限(法第18条)に協力するものとする。

(3) 臨時予防接種

町長は、知事の指示により感染症のまん延防止上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

(4) 消毒その他の措置

町長は、法第27条、29条に基づき、知事の指示があったときは1類、2類、3類感染症の消毒、滅菌の手引に基づき汚染物の消毒滅菌を行うものとする。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、知事の指示により病原体に汚染され、または汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の当該ねずみ族、昆虫等を駆除する。(法第28条)

(6) 生活の用に供される水の使用制限等

町長は、知事の指示があったときは、当該生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給しなければならない。(法第31条)

### 4. 感染症患者に関する対策

町長は、知事が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第12条で定めるところにより、感染症のまん延を予防するため入院する患者を、当該入院にかかる病院または診療所に移送するときは協力する。

## 第17節 廃棄物処理等計画

地震災害時における被災地の廃棄物処理、死亡獣畜の処理、放浪犬の処理等の業務に関する計画は、次のとおりである。

### 1. 実施責任者

(1) 廃棄物の処理

廃棄物の処理は、町長(担当民生部)が実施するが、倒壊家屋等の災害廃棄物の発生、廃棄物処理施設の被災等により、町のみで適正に処理することが困難な場合は、道または近隣市町村に応援を要請する。

(2) 死亡獣畜及び放浪犬の処理

ア. 死亡獣畜の処理は、所有者が行うが、所有者が不明であるとき、または所有者が実施することが困難なときは、町長が実施する。

イ. 放浪犬の処理は、町長が実施する。

## 2. 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより清掃等の処理業務を実施する。

### (1) 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する基準に従い所要の措置を講ずる。

### (2) 死亡獣畜処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜処理場（以下「処理場」という。）において行うが、処理場のない場合、または運搬することが困難な場合は、滝川地域保健部長の指導を受け、次により処理することができる。

ア．環境衛生上他に影響を及ぼさない配慮して、埋却及び焼却等の方法で処理する。

イ．移動できないものについては、滝川地域保健部長の指導を受け臨機の措置を講ずる。

ウ．ア及びイにおいて埋却する場合にあっては、1m以上覆土する。

### (3) 放浪犬の処理

ア．放浪犬は、捕獲して適当な場所に收容する。

イ．住民に対し、放浪犬を收容している旨を周知を図る。

## 第18節 文教対策計画

地震によって、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策に関する計画は、次のとおりである。

### 1. 実施責任者

#### (1) 学校管理者等

ア．防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

イ．児童生徒等の安全確保

##### (ア) 在 校（園）中の安全確保

在 校（園）中の児童生徒等の安全を確保するために、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとられるよう防災訓練等の実施に努める。

##### (イ) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

ウ．施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは用補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

#### (2) 上砂川町

町長（担当文教部）が行う。

災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。

## 2. 学校施設の応急措置

### (1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

### (2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一部転用などにより授業の確保に努める。

### (3) 校舎の大部分または全部が使用不能となった場合

町民センター等公共施設または最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

### (4) 仮校舎の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

## 3. 応急の教育の要領

### (1) 災害状況に応じた特別教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。

特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

### (2) 特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア．教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ．教育活動の場所が寺院、町民センター等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ．通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の実施、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)

エ．学校が避難所に充当された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ．教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい真理的な障害に十分配慮する。

### (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

## 4. 教職員の確保

教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、道教育委員会との連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

## 5. 授業料の減免、修学、育英制度の活用援助

教育委員会は、高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会に対して次の措置を講ずるよう要請する。

### (1) 保護者または本人の申請に基づく授業料の減免

### (2) 保護者または本人の申請に基づく学資金の貸与

### (3) 日本育英会に対する育英資金貸与特別枠の申請

## 第 19 節 住宅対策計画

地震災害により住宅を失い、または破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、次のとおりである。

### 1. 実施責任者

町長(担当建設部)は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が避難所の設置及び応急仮設住宅を建設する。

## 2. 災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建築等に関する基本的な事項は、次のとおりである。

### (1) 応急仮設住宅

#### ア. 入居対象者

次の条件に該当していなければならない。

(ア) 住宅が全壊、全焼または流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で次に該当する者

a. 生活保護法の被保護者及び要保護者

b. 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障害者、勤労者、小企業者等

#### イ. 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

#### ウ. 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、町長が知事の委任を受けて実施する。

#### エ. 建設戸数

(ア) 建設戸数は、全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、止むを得ない場合には、市町村相互間において設置戸数の融通ができる。

(イ) 被害の程度、深刻さ、住民の経済能力、住宅事情等により特に必要な場合は、厚生労働大臣の承認を得て限度戸数を引き上げることがある。

#### オ. 規模、構造、存続期間及び費用

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7平方メートルとする。構造は、原則として軽量鉄骨組立て方式による5連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建てまたは木造住宅により実施できる。

(イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(ウ) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

### (2) 住宅の応急修理

#### ア. 応急修理を受ける者

(ア) 住宅が半壊または半焼し、当面日常生活を営むことができない者

(イ) 自らの資力で応急修理ができない者

#### イ. 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

#### ウ. 応急修理の戸数

(ア) 限度戸数は、半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、止むを得ない場合には、市町村相互間において戸数の融通ができる。

(イ) 災害の状況により必要があれば、例外的措置として、厚生労働大臣の承認を得て修理戸数の限度を引き上げることがある。

#### エ. 修理の範囲と費用

(ア) 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で、必要最小限とする。

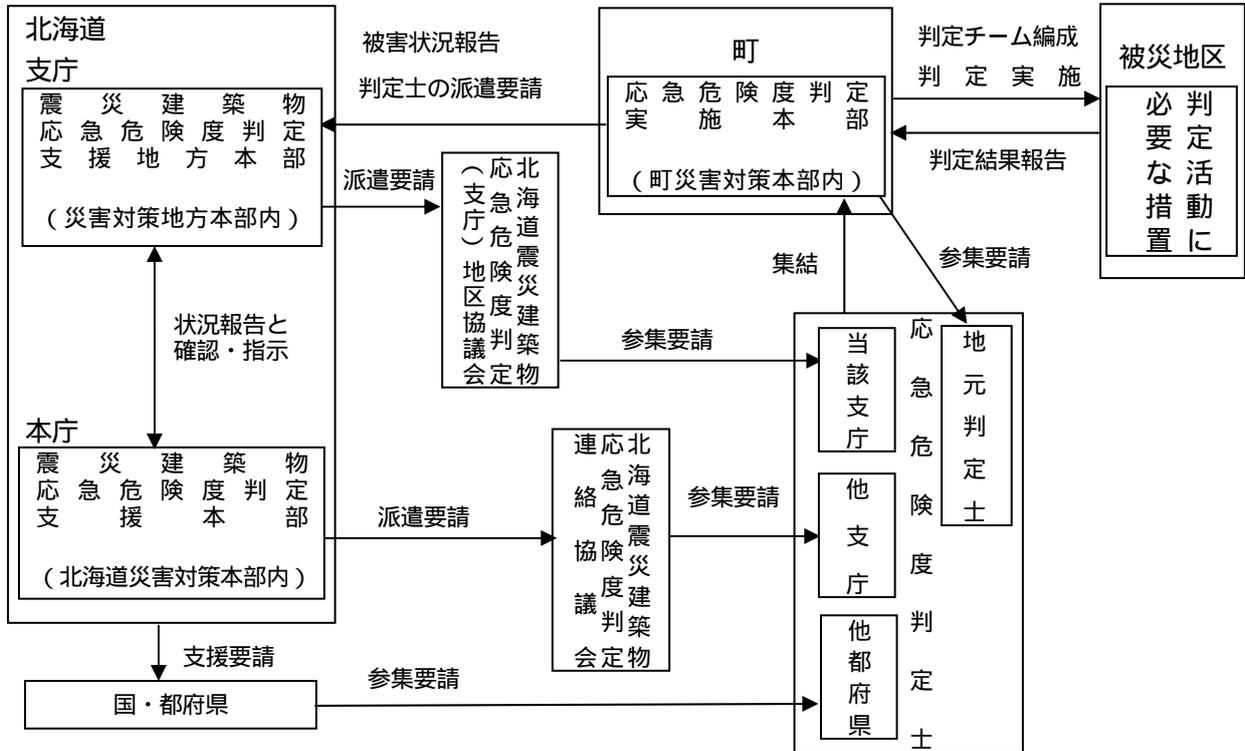
(イ) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

## 第 20 節 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりである。

### 1．応急危険度判定の活動体制

町は、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定による被災建築物の応急危険度判定を実施する。判定活動の体制は、次のとおりとする。



### 2．応急危険度判定の基本的事項

#### (1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定する。

#### (2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

#### (3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険 建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高く、使用及び立ち入りが不能  
 要注意 建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能  
 調査済 建築物の損傷が少ない

#### (4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

#### (5) 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること。また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果を変更する。

## 第21節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び死体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、次のとおりである。

### 1. 実施責任者

町長（担当民生部）が行う。

災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行い、死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日赤道支部が行う。

### 2. 実施の方法

#### (1) 行方不明者の捜索

##### ア. 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

##### イ. 捜索の実施

町長が、消防機関及び警察官に協力を要請し、捜索を実施する。

被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

#### (2) 死体の処理

##### ア. 対象者

災害の際、死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が死体の処理を行うことができない者。

##### イ. 処理の範囲

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置（日赤道支部）

(イ) 死体の一時保存（町）

(ウ) 検案（日赤道支部）

(エ) 死体見分（警察官）

#### (3) 死体の埋葬

##### ア. 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合、または遺族のいない死体。

##### イ. 埋葬の方法

(ア) 町長は、死体を土葬または火葬に付し、または棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

(イ) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、埋葬に当たっては土葬または火葬にする。

(ウ) 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

## 第22節 広域応援計画

町及び消防機関は、地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、次のとおり道、他の県、市町村及び消防機関と相互に広域応援対策を講ずるものとする。

### 1. 実施機関

町及び消防機関

## 2. 実施内容

### (1) 町の措置

ア．町は、地震等による大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、他の市町村との相互応援協定等に基づき応援を要請する。

イ．町は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

### (2) 消防機関の措置

ア．消防機関は、地震等による大規模災害が発生し、消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、消防機関は、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防救助隊による応援等を要請する。

イ．消防機関は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

## 第23節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震災害時における人命または財産保護のための自衛隊の派遣要請及び派遣の活動については、次に基づき実施するものとする。

### 1. 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
- (2) 災害または災害の発生が予想され、緊急措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため、応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため、応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信等に応援を必要とするとき。

### 2. 災害派遣要請の手続き

#### (1) 要請の方法

派遣要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書をもって、空知支庁長に依頼する。緊急を要する場合で口頭または電話等で依頼したときは、その後速やかに文書を提出する。

また、人命の緊急救助に関し、依頼するいとまがないとき、または通信の途絶等により空知支庁長に依頼できないときは、直接自衛隊滝川駐屯地（連隊長）に通知することができる。ただし、この場合、速やかに空知支庁長に連絡し、その後文書を提出する。

- ア．災害の状況及び派遣を必要とする理由
- イ．派遣を希望する期間
- ウ．派遣を希望する区域及び活動内容
- エ．派遣部隊が展開できる場所
- オ．派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

#### (2) 担当及び要請先

派遣要請は、管理部が行う。なお、関係書類の提出先は、空知支庁地域振興部地域政策課とし、自衛隊の連絡先は、自衛隊滝川駐屯地とする。

### 3. 災害派遣部隊の受入れ体制

#### (1) 受入れ準備の確立

空知支庁長から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

##### ア. 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所、車両、機材等の保管場所の準備、その他受入れのために必要な措置をとる。

##### イ. 連絡職員の指名

派遣部隊及び空知支庁との連絡職員を指名し、連絡にあたらせる。

##### ウ. 作業計画の樹立

管理部は、応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

#### (2) 派遣部隊到着後の措置

##### ア. 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

##### イ. 北海道知事（空知支庁長）への報告

管理部は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事（空知支庁長）に報告する。

###### (ア) 災害派遣部隊の長の職氏名

###### (イ) 隊員数

###### (ウ) 到着日時

###### (エ) 従事している作業の内容及び進捗状況

###### (オ) その他参考となる事項

### 4. 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事（空知支庁長）に対し、その旨報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭または電話等で依頼し、その後文書を提出する。

### 5. 経費等

#### (1) 次の費用は、町が負担する。

##### ア. 資材費及び機器借上料

##### イ. 電話料及びその施設費

##### ウ. 電気料

##### エ. 水道料

##### オ. くみ取り料

#### (2) その他必要な経費については、自衛隊と協議のうえ定める。

#### (3) 派遣部隊は、関係機関または民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

### 6. 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

#### (1) 被害状況の把握

#### (2) 避難の援助

#### (3) 遭難者の搜索活動

#### (4) 水防活動

#### (5) 消防活動

#### (6) 道路又は水路の啓開

#### (7) 応援医療、救護及び防疫

#### (8) 人員及び物資の緊急輸送

#### (9) 宿泊、炊飯及び給水

- (10) 物資の無償貸与又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

## 7. 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供する。

## 8. 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。

この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に際し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- (3) 航空機・水難事故の発生等を探知した場合、または近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- (4) その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

## 9. 自衛隊との連携強化

### (1) 総合調整

知事は、自衛隊の災害派遣計画の作成と連携して、適切な役割分担の調整等を行い、自衛隊の活動が円滑に行われるよう調整を行う。

### (2) 連絡体制の確立

知事、町長等は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

### (3) 連絡調整

知事、市町村長等は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

## 10. 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び災害対策基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。

自衛官が次に掲げる措置を行う場合、指揮官の命令によるものとする。

ただし、緊急を要し、指揮官の命令を待ついとまがない場合には、この限りではない。

- (1) 避難等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 立ち入り（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条第3項）
- (4) 一時使用等及び除去等（災害対策基本法第64条第8項）
- (5) 命令（災害対策基本法第65条第3項）
- (6) 移動等（災害対策基本法第76条の3第3項）

## 第 24 節 防災ボランティア活用計画

地震による大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速・的確に実施する上で必要な人員を確保するため、奉仕団及び各種ボランティア団体等の活用に関する計画は、次のとおりである。

### 1．ボランティア団体等の協力

町及び防災関係機関等は、奉仕団または各種ボランティア団体等からの協力申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

### 2．ボランティアの受入れ

町及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その他受入れ体制を確保するよう努める。

町及び関係団体は、ボランティアの受入れにあたって、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

### 3．ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障害者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助

### 4．ボランティア活動の環境整備

町は、社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るため、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

## 第 25 節 災害救助法の適用計画

災害に際して、災害救助法を適用し、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るための計画は、次のとおりである。

### 1．実施責任者

災害救助法に係る事務処理は、町長（担当民生部）が行う。

### 2．災害救助法の適用

本部長は、町内における災害が次項の「災害救助法の適用基準」の何れかに該当し、または該当する見込みがある場合で、かつ被災者が現に災害救助法第 23 条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、直ちに北海道知事にその旨を報告し、この法律による救助の実施を要請する。

### 3. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、同法施行令第1条に定めるところによるが、本町における適用の基準は、次のとおりである。

- (1) 住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯が30世帯以上の場合
- (2) 滅失住家の世帯数が上記に達しない場合でも、北海道内において2,500世帯以上で、しかも本町における滅失住家の世帯数が15以上の場合
- (3) 北海道内の滅失住家が12,000世帯以上の場合で、本町における被災世帯が多数の場合。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害に罹った者の救助を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が、生命または身体に危害を受け、または受けるおそれがある場合

#### 摘要

#### 1. 住宅被害の判定基準

##### ・滅失：全壊、全焼、流失

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したものまたは損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失または流失した部分の面積が、その住宅の延床面積70%以上に達したもの、または住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。

##### ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。

##### ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算

##### ・床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

#### 2. 世帯の判定

##### (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう

##### (2) 会社または学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

### 4. 災害救助法の適用手続

- (1) 町長は、本町における災害が災害救助法の適用基準の何れかに該当し、または該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を空知支庁長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに空知支庁長に報告し、その後の処理について指示を受けなければならない。

### 5. 救助の実施と種類

- (1) 町長は、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について北海道知事から町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任される。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	上砂川町
応急仮設住宅の供与	20日以内着工 建設工事完了後3ヶ月以内 特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所を選定～上砂川町設置～道(但し、委任したときは上砂川町)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	上砂川町
飲料水の供給	7日以内	上砂川町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	上砂川町

医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは上砂川町）
助産	分娩の日から7日以内	
災害にかかった者の救出	3日以内	上砂川町
住宅の応急修理	1か月以内	上砂川町
学用品の給与	教科書等 1か月以内	上砂川町
	文房具等 15日以内	上砂川町
埋葬	10日以内	上砂川町
死体の処理	10日以内	上砂川町
障害物の除去	10日以内	上砂川町
生業資金の貸与		現在運用されていない

（注）期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

- （2）町長は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ災害救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長または指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。
- （3）基本法の定めるところによる災害について、災害救助法が適用された場合における救助事務の扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

# 第4章 災害復旧計画

この計画は、地震が発生した場合における災害の早期復旧を図ることを目的とする。

## 第1節 基本方針

応急復旧の実施にあたっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速、適切な対策を講ずるものとする。

復旧対策の実施にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講ずる等、適切な復旧対策を実施するものとする。

また、被災者等の復旧に対する援助等の措置にあたっては、関係機関等は相互に緊密な連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施するものとする。

## 第2節 公共施設等災害復旧計画

### 1. 実施責任者

町及び防災関係機関並びにその他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。

### 2. 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア. 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - イ. 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - ウ. 地すべり防止施設災害復旧事業計画
  - エ. 道路公共土木施設災害復旧事業計画
  - オ. 下水道災害復旧事業計画
  - カ. 公園災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

### 3. 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部または一部を負担し、または補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、道地域防災計画に定める基準による。

#### 4．激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況を速やかに調査把握し早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

### 第3節 財政、金融等に関する計画

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町及び防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を構ずる。

#### 1．財政対策

- (1) 指定地方行政機関、金融機関等は、町が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。
- (2) 町及び防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

#### 2．応援金融対策

##### (1) 生活確保資金融資

災害を受けた低所得者に対する資金の融資、貸付金等の対策は、次による。

##### ア．生業資金の貸付け

町は、被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金、その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

- (ア) 災害救助法による生業資金
- (イ) 世帯再生のための災害援護資金、母子福祉資金
- (ウ) 応援援護資金
- (エ) 国民金融公庫資金

##### イ．罹災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い、または破損等のために居住することができなくなった場合は、住宅を補修し、または非住家を住家に改造する等のための資金を必要とする世帯に対して次の資金の導入に努める。

- (ア) 世帯更生資金の災害援護資金または災害復興住宅建設補修資金
- (イ) 母子福祉資金の住宅資金

##### (2) 応急金融の概要

応急金融の融資の名称、取扱期間等の概要は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画の定めるところによる。